

自衛消防業務講習事業

(総務省消防庁予防課)

1. 事務・事業の概要

消防法第8条の2の5の規定により、大規模・高層の防火対象物の管理権原者は、自衛消防組織を置かなければならないとされている。

自衛消防組織には、消防法施行令第4条の2の8の規定により統括管理者を置かなければならないこととされ、統括管理者の資格は都道府県知事、市町村の消防長又は総務大臣の登録を受けた法人が行う自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了すること等により取得できる。

2. 指定、登録等の基準

○消防法（昭和23年法律第186号）

第8条の2の5 第8条第1項の防火対象物のうち多数の者が出入するものであり、かつ、大規模なものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定めるところにより、当該防火対象物に自衛消防組織を置かなければならない。

※第2項～第4項（略）

○消防法施行令（昭和36年政令第37号）

〔自衛消防組織の要員の基準〕

第4条の2の8 自衛消防組織には、統括管理者及び総務省令で定める自衛消防組織の業務ごとに総務省令で定める員数以上の自衛消防要員を置かなければならない。

2 統括管理者は、自衛消防組織を統括する。

3 統括管理者は、次の各号のいずれかに掲げる者をもつて充てなければならない。

一 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であつて総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者

二 前号に掲げる者に準ずる者で、総務省令で定めるところにより、統括管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの

※第4項（略）

○消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

〔自衛消防組織の業務に関する講習に係る登録講習機関〕

第4条の2の12

※第1項（略）

2 第1条の4第2項から第7項までの規定は前項の申請について、同条第8項から第22項までの規定は前項の登録を受けた法人について準用する。この場合において、同条第3項第1号イ中「令第4条の2の2第1項第1号」とあるのは「令第4条の2の4」と、同号ロ中「火災予防」とあるのは「火災予防に関する業務について二年以上の実務経験及び防災管理」と、同項第3号ロ及び同条第16項第4号中「別記様式第1号」とあるのは「別記様式第1号の2の2の3の2」と、同条第10項中「第2条の3に定める講習に係る基準」とあるのは「第4条の2の14に定める講習に係る基準」と読み替えるものとする。

【参考：準用規定】

〔防火管理に関する講習に係る登録講習機関〕

第1条の4

※第1項（略）

2 登録を受けようとする法人は、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに講習の業務を開始しようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 講習の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した書類
 - イ 講習の業務の実施の方法、講習の業務を取り扱う事務所の所在地その他実施体制に関する事項
 - ロ 講師の氏名、職業及び略歴に関する事項
 - ハ 講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画に関する事項
 - ニ その他講習の業務の実施に関し必要な事項
 - 三 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 四 第4項各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
- 3 総務大臣は、前項の規定により登録を申請した法人が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。
- 一 次のいずれかに該当する者が講習の業務を行い、その人数が講習の業務を行う事務所ごとに二名以上であること。
 - イ 令第4条の2の2第1項第1号に掲げる防火対象物の防火管理者で、五年以上その実務経験を有する者
 - ロ 都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員で、火災予防に関する業務について二年以上の実務経験を有する者
 - ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
 - 二 講習の業務の公平を損なうおそれのある業務を行っていないこと。
 - 三 講習の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 講習の業務を行う部門に管理者を置くこと。
 - ロ 講習の業務の実施日程、実施場所の確保、講師の選任及び解任の要件、教材の作成、別記様式第1号による修了証の交付の方法その他の講習の業務の実施に関して適切な計画が作成されていること。
 - ハ 全国の講習を受講しようとする者に対して、講習の業務を公正に行うことができる体制を有していること。
- 4 総務大臣は、第1項の規定による申請をした法人が次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。
- 一 その法人又はその業務を行う役員が法又は法に基づく命令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない法人であること。
 - 二 第21項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人であること。
 - 三 第21項の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人であること。

※第5項～第22項 (略)

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般財団法人 日本消防設備安全 センター	9010405 001030	平成20年 12月	住所：東京都港区虎ノ門 2丁目9番16号 電話：03-5422-1491	消防法施行規則第4条の2 の12第2項で準用する同 規則第1条の4第3項各号 に定める要件を満たしてい るため

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
一般財団法人 日本消防設備安全センター https://www.fesc.or.jp/09/pdf/tesuuryou/h26.pdf	一般財団法人 日本消防設備安全センター https://www.fesc.or.jp/09/pdf/tesuuryou/h26.pdf

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和6年9月1日現在）
改正の必要なし。

7. 政策評価
別添のとおり。